

保険・年金



20歳を迎えるかたへ

国民年金制度は、20歳から60歳までのかたが加入し、納めていた保険料から年金が支給される仕組みになっており、「世代と世代の支え合い」で成り立っています。

年をとったときの老齢年金のほか、ケガや病気などで障害が残ったときには障害年金、配偶者や子を残して亡くなったときは遺族年金が支給され、加入者や遺族の生活を支えます。

経済的な理由などで保険料の納付が困難なときは、免除・猶予の制度がありますのでご相談ください。

問合せ先 貝塚年金事務所
 ☎072・431・122、国保年金課☎072・433・7274

令和4年度分国民年金保険料の口座振替前納申込は2月末日まで



保険料の納付を口座振替にすると、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れもなく、とても便利です。また、保険料をまとめて前払い(前納)すると割引がありますので、ぜひご利用ください。

令和4年度分6カ月前納(4月～9月分)、1年

前納、2年前納の口座振替の申込期限は、2月末日です。すでに口座振替で前納されているかたは、再度申込みの必要はありません。

ただし、1年前納から2年前納への変更など、振替方法を変更する場合は、申出いただく必要があります。申込 金融機関または年金事務所

持物 納付書または年金手帳・通帳・金融機関届出印

問合せ先 貝塚年金事務所
 ☎072・431・112

源泉徴収票を送付



老齢年金を受給しているかたに「令和3年分の公的年金等の源泉徴収票」を1月末日までに送付します。確定申告などの際に必要となりますので大切に保管してください。

なお、届かない場合や紛失した時は、年金事務所へ申請してください。日本年金機構のインターネットサービス「ねんきんネット」から、源泉徴収票の再交付申請をすることができ

新型コロナウイルス感染症による国民健康保険料減免申請は3月末日まで

新型コロナウイルス感染症の影響で、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯の保険料を減免します。

対象 ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業・不動産・山林・給与収入の減少が見込まれる世帯

要件 世帯の主たる生計維持者が、次の全てにあてはまる場合

①事業収入などのいずれかの減少額(保険金、損害賠償金など)により補填されるべき金額があるときは当該金額を控除した後の額が前年の当該事業収入などの額の10分の3以上の額である

②前年の所得の合計額が1千万円以下である

③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得が400万円以下である

対象保険料 納付期限が令和3年4月1日～4年3月31日までの保険料

申請方法 減免申請書(ホームページからダウンロード可)を郵送または窓口へ

申請に必要なもの 減免申請書、収入状況申告書、収入減少がわかる書類の写し

申請・問合せ先 〒597-8585 島中1-17-43 国保年金課☎072・433・7271

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金適用期間を3月末日まで延長

対象 市の国民健康保険被保険者(給与などの支払いを受けているかたに限る)

が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養期間の給与などの支払いを受けられないまたは減額されたかた

適用期間 令和2年1月1日～4年3月31日の間で、労務に服することができなかった期間

支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務を予定していた日数分

支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

申請方法 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(世帯主・被保険者・事業主・医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)、振込先口座のわかる通帳の写しを郵送もしくは窓口へ

※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロード可。

申請期限 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年

申請・問合せ先 〒597-8585 島中1-17-43 国保年金課☎072・433・7273



各種相談



税理士無料相談会

2月の第1・3週の相談はお休みします。

日時 1月21日(金)午後1時～4時

場所 貝塚市役所市民相談室

予約・問合せ先 近畿税理士会岸和田支部☎072・436・0567

行政書士の相続遺言無料相談会

相談時間は一人30分で予約制です。

日時 1月25日(火)午後1時～4時

場所 貝塚市役所市民相談室

予約・問合せ先 大阪府行政書士会泉州支部☎072・457・9186

4月から 三井住友信託銀行・みなと銀行で市税などの納付ができなくなります

3月31日をもって、三井住友信託銀行・みなと銀行の貝塚市収納代理金融機関の指定が取消しとなります。

このため、4月1日以降、全国の三井住友信託銀行・みなと銀行で市税などの納付ができなくなりますので、他の収納代理金融機関などをご利用ください。

問合せ先 会計課☎072-433-7352

相談

〈市代表番号 ☎072-423-2151〉

★土・日・祝日は休み。相談は無料です

相談	日時	場所	問合せ先	相談	日時	場所	問合せ先
一般相談	午前8時45分～午後5時15分	市民相談室	☎433-7085	人権相談	午前8時45分～午後5時15分	人権政策課	☎433-7160
法律相談	第1～4木曜、午後1時～4時30分(要予約。2週間前から受付)			人権擁護委員による相談は、午後1時～4時第1・3金曜：岸和田市役所職員会館会議室第4水曜：貝塚市役所人権政策課			
生活困窮者自立支援相談	午前8時45分～午後5時15分	市民相談室	☎433-7085	女性相談	第2・4月曜(要予約) 午後1時～4時	予約時に決定	人権政策課 ☎433-7160
消費者相談	午前10時～正午 午後1時～4時30分 ☎433-7190(相談専用)	消費生活センター	☎433-7085	母子・父子相談	午前8時45分～午後5時15分	保健・福祉合同庁舎	子ども福祉課 ☎433-7021
多重債務相談	毎週火曜(要予約) 午前10時・午後1時・3時			家庭児童相談			☎433-7022
就労相談	午前9時～午後5時15分	就労支援センター	☎433-7086	結婚相談	再開に向け準備中		社会福祉協議会 ☎439-0294
教育相談	月・水・木曜午前9時15分～午後4時45分 ☎0120-222-674	教育研究センター	☎433-7110	医療相談	①医療福祉相談(要予約) ②各種医療相談(要予約) ・がん・医療看護・女性専門 ・薬事・栄養・医療安全・禁煙 上記の時間などは、申込時にご確認ください。 ③認定看護師による総合看護相談 平日、午前9時～正午(予約不要)	貝塚病院 ☎422-5865(代表)	
行政相談	第3水曜午後2時～4時(祝日は翌日)	市民相談室	広報交流課 ☎433-7232				
総合生活相談	午前9時～午後5時15分	ひと・ふれあいセンター	☎422-7523				
進路選択支援相談	午前11時～午後5時	ハート交流館	☎432-5959				